

令和 6 年度名古屋市教育委員会第30号議案

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する職員のうち、指導主事（なごやか中学校、工業高等学校及び中央高等学校に勤務することがある者に限る。）について、新たな勤務時間の特例を定めます。

(2) 令和 7 年度の組織改正に伴い、以下の者について、新たな勤務時間の特例を定めます。

ア 人事部教職員研修・採用課に所属する職員のうち、指導改善研修に関する業務に従事する者等

イ 新しい学校づくり推進部教育相談課に所属する職員のうち、社会的自立に係る訪問型の教育相談及び家庭への支援に関する主任の業務に従事する者等

(3) その他令和 7 年度の組織改正に伴う規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

（令和 7 年 3 月 24 日提出 総務部総務課）



名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）	A	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 1 時間とする。	

新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事（高等学校に勤務することがある者に限る。）	A	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

」

を

「

新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事（中学校（なごやか中学校を除く。）に勤務することがある者に限る。）	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	
新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事（なごやか中学校に勤務することがある者に限る。）	A	1日について午後1時から午後9時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。		
	C	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。		
新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事（高等学校（工業高等学校及び中央高等学校を除く。）に勤務することがある者に限る。）	A	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事（工業高等学校及び中央高等学校に勤務することがある者に限る。）	A	1日について午後1時から午後9時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。		
	C	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

」

に改める。

別表第2 総務部総務課に所属する職員のうち、ワークステーションに関する業務に従事する者の項を削り、同表総務部人権教育課に所属する職員のうち、中文化センターにおける業務に従事する者の項の次に次のように加える。

総務部教育DX推進課に所属する職員のうち、情報化推進に係る企画に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		

別表第2 総務部学校施設課に所属する職員のうち、旧学校施設における管理運営に関する業務に従事する者の項の次に次のように加える。

人事部人事課に所属する職員のうち、ワークステーションに関する業務に従事する者	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
--	----------------------------------	---------------	--------------

別表第2 中「教務部教職員課」を「人事部教職員課」に、

「

教務部学事課に所属する職員のうち、就学援助及び就学	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
---------------------------	----------------------------------	---------------	--------------

奨励に関する業務に従事する者			
----------------	--	--	--

を

「

人事部教職員研修・採用課に所属する職員のうち、指導改善研修に関する業務に従事する者	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間30分とする。		1日について1時間とする。	日曜日、月曜日及び土曜日とする。
人事部教職員研修・採用課に所属する職員のうち、教職員研修コンテンツの作成、整備、運営及び研修補助に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。		
人事部教職員研修・採用課に所属する職員のうち、教師力フォローアップにおける教員に対する指導助言に関する主任の業務に従事する者	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間30分とする。		1日について1時間とする。	日曜日、土曜日及び4週間を通じて4日とする。
人事部教職員研修・採用課に所属する職員のうち、教師力フォローアップにおける教員に対する指導	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間30分とする。		1日について1時間とする。	日曜日、土曜日及び4週間を通じて4日とする。

助言に関する業務に従事する者				
人事部教職員研修・採用課に所属する職員のうち、教職インターンシップに関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
人事部教職員研修・採用課に所属する職員のうち、教育センター図書室の図書の整備計画、管理及びレファレンスサービスに係る連絡調整に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
人事部教職員研修・採用課に所属する職員のうち、教育センターにおける技術的及び専門的な管理運営に係る連絡調整に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後1時15分までの間において5時間とする。		4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後1時45分までの間において5時間とする。		
	C	1日について午前8時45分から午後2時45分までの間において5時間とする。	1日について1時間とする。	
	D	1日について午後0時30分から午後5時30分までの間において5時間とする。		
	E	1日について午後4時15分から午後9時15分までの間において5時間とする。		
	F	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	
	G	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。		

	H	1 日について午後 0 時45分 から午後 9 時15分までの間におい て 7 時間30分とする。		
	I	1 日について午前 8 時45分 から午後 3 時45分までの間におい て 6 時間とする。		
	J	1 日について午前10時から午 後 5 時までの間において 6 時間 とする。		
人事部教職 員研修・採 用課に所属 する職員の うち、教育 センター （分館を除 く。）にお ける管理運 営に係る連 絡調整に関 する業務に 従事する者	A	1 日について午前 8 時15分 から午後 1 時15分までの間におい て 5 時間とする。		4 週間を通じ て 8 日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分 から午後 1 時45分までの間におい て 5 時間とする。		
	C	1 日について午後 0 時15分 から午後 5 時15分までの間におい て 5 時間とする。		
	D	1 日について午後 0 時30分 から午後 5 時30分までの間におい て 5 時間とする。		
	E	1 日について午後 1 時から午 後 6 時までの間において 5 時間 とする。		
	F	1 日について午後 3 時15分 から午後 8 時15分までの間におい て 5 時間とする。		
	G	1 日について午後 4 時15分 から午後 9 時15分までの間におい て 5 時間とする。		
	H	1 日について午前 6 時から午 後 2 時30分までの間において 7 時間30分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	
	I	1 日について午前 8 時15分 から午後 4 時45分までの間におい て 7 時間30分とする。		
	J	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時15分までの間におい て 7 時間30分とする。		
	K	1 日について午前 9 時30分 から午後 6 時までの間において 7 時間30分とする。		
	L	1 日について午前11時45分 から午後 8 時15分までの間におい て 7 時間30分とする。		

	M	1 日について午後 0 時45分 から午後 9 時15分までの間にお いて 7 時間30分とする。		
	N	1 日について午後 1 時から午 後 9 時30分までの間において 7 時間30分とする。		
	O	1 日について午前 8 時45分 から午後 3 時45分までの間にお いて 6 時間とする。		
人事部教職 員研修・採 用課に所属 する職員の うち、教育 センター （分館に限 る。）にお ける管理運 営に係る連 絡調整に関 する業務に 従事する者	A	1 日について午前 8 時15分 から午後 1 時15分までの間にお いて 5 時間とする。		4 週間を通じ て 8 日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分 から午後 1 時45分までの間にお いて 5 時間とする。		
	C	1 日について午後 0 時15分 から午後 5 時15分までの間にお いて 5 時間とする。		
	D	1 日について午後 0 時40分 から午後 5 時40分までの間にお いて 5 時間とする。		
	E	1 日について午後 4 時20分 から午後 9 時20分までの間にお いて 5 時間とする。		
	F	1 日について午前 8 時15分 から午後 4 時45分までの間にお いて 7 時間30分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	
	G	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時15分までの間にお いて 7 時間30分とする。		
	H	1 日について午後 0 時50分 から午後 9 時20分までの間にお いて 7 時間30分とする。		
	I	1 日について午前 9 時から午 後 4 時までの間において 6 時間 とする。		
	J	1 日について午前10時から午 後 5 時までの間において 6 時間 とする。		

」

に改め、同表新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する職員のうち、子ども応援委員会の運営に関する業務に従事する者の項の次に次のように加える。

新しい学校づくり推進	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
------------	---------------------------------	---------------	--------------

部教育相談課に所属する職員のうち、社会的自立に係る訪問型教育相談及び家庭への支援に関する主任の業務に従事する者			る。	
新しい学校づくり推進部教育相談課に所属する職員のうち、社会的自立に係る訪問型教育相談及び家庭への支援に関する業務に従事する者	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。		1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
新しい学校づくり推進部教育相談課に所属する職員のうち、幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談に関する主任の業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び 4 週間を通じて 4 日とする。
	B	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。		
	C	1 日について午後 1 時から午後 7 時までの間において 6 時間とする。		
	D	1 日について午前 9 時から午後 5 時までの間において 7 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	
	E	1 日について午前11時から午後 7 時までの間において 7 時間とする。		
	F	1 日について午前 9 時15分から午後 0 時15分までの間において 3 時間とする。		
新しい学校づくり推進部教育相談課に所属する職員のうち、幼児、	A	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び 4 週間を通じて 4 日とする。
	B	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。		

児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談に関する業務に従事する者	C	1日について午後1時から午後7時までの間において6時間とする。		
	D	1日について午前9時から午後5時までの間において7時間とする。	1日について1時間とする。	
	E	1日について午前11時から午後7時までの間において7時間とする。		
	F	1日について午前9時15分から午後0時15分までの間において3時間とする。		
新しい学校づくり推進部教育相談課に所属する職員のうち、特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談及び専門的な支援に関する主任の業務に従事する者		1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
新しい学校づくり推進部教育相談課に所属する職員のうち、特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談及び専門的な支援の業務に従事する者		1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

別表第2 教育支援部学校DX推進課に所属する職員のうち、学校教育の情報化推進に係る企画に関する業務に従事する者の項を削り、同表教育支援部学校保健課に所属する職員のうち、学校給食費の未納徴収事務及び未納整理に関する

る業務に従事する者の次に次のように加える。

教育支援部 学事課に所属する職員 のうち、就学援助及び 就学奨励に関する業務 に従事する者	1日について午前10時から午後5時 までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
---	--------------------------------------	---------------	--------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。